

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第六号

徳島県のお事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県のお事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号1を次のように改める。

1 法第九条第一項の規定による鳥獣の管理を目的とする鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を図るために行う鳥獣の管理を目的とするものにあつては、別に規則で定めるものに限る。）

第二条第二項の表中十五の項を削り、十六の項を十五の項とし、十七の項から十九の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二十の項中「二十七の項」を「二十六の項」に改め、同項を同表十九の項とし、同表中二十一の項を二十の項とし、同表二十二の項中「二十五の項まで、二十九の項及び三十の項」を「二十四の項まで、二十八の項及び二十九の項」に改め、同項を同表二十一の項とし、同表中二十三の項を二十二の項とし、二十四の項から二十八の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二十九の項中「三十二の項」を「三十一の項」に、「三十一の項」を「三十の項」に改め、同項を同表二十八の項とし、同表中三十の項を二十九の項とし、三十一の項から四十七の項までを一項ずつ繰り上げ、同表四十八の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同表2中「第十三条の二第二項」を「第十三条ノ二第二項」に改め、同表4中「代替施設」を「代替施設等」に改め、同表5中「第十三条の二第二項」を「第十三条ノ二第二項」に改め、同表20中「失効」を「効力」に改め、同表27中「請求」を「設置」に改め、同項を同表四十七の項とし、同表中四十九の項を四十八の項とし、五十の項から五十九の項までを一項ずつ繰り上げ、同表六十の項中「六十七の項」を「六十六の項」に改め、同項を同表五十九の項とし、同表中六十一の項を六十の項とし、六十二の項を六十一の項とし、六十三の項を六十二の項とし、同表六十四の項中「六十七の項」を「六十六の項」に改め、同項を同表六十三の項とし、同表中六十五の項を六十四の項とし、六十六の項から七十八の項までを一項ずつ繰り上げ、同表七十九の項中「八十一の項」を「八十の項」に改め、同項を同表七十八の項とし、同表中八十の項を七十九の項とし、八十一の項から八十三の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。